2023年度海外派遣

日本語指導助手

募　集　要　項



# 事業の目的

国際交流基金（ジャパンファウンデーション）（以下、「JF」という）は、世界の全地域において国際文化交流事業を総合的に実施する、外務省所管の特殊法人として1972年（昭和47年）10月に設立されました。2003年（平成15年）10月に独立行政法人となりましたが、特殊法人としての設立当初から、海外における日本語教育を主要活動分野のひとつとしています。

海外における日本語教育分野は、各国・地域の教育環境や言語政策、日本との外交関係等を踏まえ、日本と諸外国の双方向のコミュニケーションを円滑にし、対日理解・相互理解の増進の基礎とすることを目的としています。海外の日本語教育に関する調査の実施、日本語教材・教授法の開発、日本語能力試験実施等の日本語教育・学習の基盤・環境整備を行うとともに、日本語専門家派遣による現地教師の育成・ネットワーク構築やモデル日本語講座の運営、現地日本語教育機関の日本語関連事業への支援、日本語教師・日本語学習者の訪日研修等を実施しています。

本事業は、日本語教育に携わることを希望し、海外の教育現場で研鑚を積む意欲のある方に対してその機会を提供することで、将来の海外日本語教育の担い手となる人材を育成すること、そして、日本語ネイティブ教師による日本語教授を希望する現地機関等の要望に応えることを目的としています。

# 業務内容

JF海外拠点や各国の日本語教育機関において、必要に応じてJFの海外派遣日本語上級専門家、専門家の指導を受けながら、日本語講座の授業や日本語教育事業を単独ないしチームの一員として担当します。業務の種類は大きく分けて以下の3種があります。なお、必ずしも1種類の業務を担当するわけではなく、また、業務内容は派遣先によって異なり今後も変更される場合があります。

* 1. JF海外拠点日本語講座（JF講座）の授業担当・講座運営補助

JF講座（<https://www.jpf.go.jp/j/project/japanese/education/jf/index.html>）の授業実施・講座担当の専門家の講座運営業務補佐・カリキュラム及び教材等作成業務補佐・現地講師への支援及び助言等を行う。

* 1. アドバイザー業務補助

日本語教育を実施する教育機関への支援（授業の実施・教師研修会の準備及び運営・授業への助言・ティームティーチングの実施・教材作成・試験作成及び実施支援等）を行う。

* 1. 広報・イベントの準備及び運営

派遣先機関における広報の実施・日本語フェスティバル等日本語関連イベントの運営を行う。

# 募集人数

4名程度

# 派遣予定先

今回公募する指導助手の派遣予定機関に関する情報は、JFウェブサイト（https://www.jpf.go.jp/j/about/recruit/japanese\_expert\_haken03.html）に掲載し、随時更新しますので、最新情報をご確認ください。

# 派遣時期及び任期

2023年度中（2023年4月1日～2024年3月31日）に本邦を出発します。ただし、派遣先により、2023年3月中に出発となる可能性があります。

任期は、通常2年間です。ただし、任国のスクール・イヤー、プロジェクトの終了時期等により、2年未満となる場合があります。

# 派遣期間中の待遇

* 1. 旅費

赴任時及び帰国時に旅費（航空賃・支度料・移転料等）を支給します。

* 1. 滞在費・住居経費

派遣中の滞在費及び住居経費をJFの規程に基づき支給します。

※参考 JF規程に基づく試算（2022年4月1日時点）。エクセルファイルが開かない場合は、募集要項のワードファイルをダウンロードし、「編集を有効にする」ボタンが表示される場合は選択の上、エクセルファイルを開いてください。

 

※滞在費・住居経費は、派遣された国の物価・生活水準・生活環境・為替相場等の状況に照らし定められており、国によって異なります。

※住居経費の記載は、支給の上限であり、家賃から光熱水費・家具借料相当額を差引いた金額を支給します。

※住居経費は外貨で支給されますが、ここでは2022年3月末のレートで円換算をした金額を記載しています。

※JFの規程が改定される場合は、滞在費・住居経費等の支給額が増減することがあります。

* 1. その他

本プログラムでは、家族を随伴して赴任することはできません。また、任期中の一時帰国や任国外旅行については制限があります。

# 応募資格

下記（1）～（5）をすべて満たす者。

* 1. 日本国籍を有し、日本語を母語とする者。
	2. 心身ともに、任期を通じて、海外での業務遂行に支障がない状態であること。
	3. 4年制大学卒業以上の学歴を有する者（2023年3月卒業見込みを含む）。
	4. 下記のいずれかの日本語教育学習歴を有する者。

ア. 大学または大学院で日本語教育を主専攻または副専攻として修了している者（2023

年3月修了見込を含む）

イ. 日本語教育能力検定試験合格者

ウ. 日本語教師養成講座（420時間以上）修了者（応募時点で修了見込みは不可）

※大学院に在学中でも応募可能。

※日本語教育経験については不問ながら、個人教授、教育実習、ティーチングアシスタント、チューター、ボランティアも含め、経験があることが望ましい。

※青年海外協力隊日本語教師経験者、他の職歴経験者歓迎。

※2023年4月1日時点で35歳未満の方を優先します。

* 1. 派遣前研修（下記13.参照）に全日程参加できること。

※上記派遣前研修に参加が可能であれば、応募時点で海外に在住している方も応募可

能です。

# 日本語指導助手の身分

* 1. 日本語指導助手とJFとの関係

指導助手とJFは、派遣に先立ち業務委嘱契約を締結し、それに基づいてJFは指導助手に業務を委嘱します（指導助手とJFは雇用関係にはなりませんので、年金等の手続きは指導助手各自の責任において行ってください。また、JFは指導助手の帰国後の就職の斡旋や生活保障の責任を負いません）。

* 1. 指導助手と派遣先機関との関係

JFとの契約条件以外の現地における業務方法、勤務条件等の細目は派遣先機関の規則に基づきます。JFと派遣先機関（JF海外拠点を除く）は、指導助手の派遣条件・業務内容に関する合意書を締結します。

# 業務上障害補償制度

指導助手が業務上負傷し、または疾病にかかった場合、JFはその療養のために必要な費用を規程に基づき負担します。また、指導助手が業務上死亡した場合は、規程により遺族補償を行います。

# 独立行政法人国際交流基金在外共済会

JFが海外に派遣する指導助手を対象としてJFの負担金と指導助手の掛金により行う相互扶助事業である「独立行政法人国際交流基金在外共済会」へ加入して頂きます。在外共済会では、傷病療養費の8割を給付するほか、加入者が死亡した場合には弔慰金、傷害による後遺障害が生じた場合は見舞金を規定により給付する共済給付事業や、海外での生活設営に必要な資金を低利で貸し付ける貸付事業を行っています。

# 応募手続き

1. 提出書類
2. 応募用紙

JFウェブサイトhttps://www.jpf.go.jp/j/about/recruit/japanese\_expert.htmlから、応募用紙の様式をダウンロードし、記入してください。

1. 推薦状

（ア）内容及び作成者

次のaまたはbのいずれかによる推薦状を提出してください。自薦不可です。

a.日本語教育に関する知識・技能について、現在もしくは過去に所属した日本語教育機関（在学中の大学や大学院も可）または団体の責任者または同僚（JF役職員（海外派遣中の役職員を含む）、専任講師、専門員等を除く）が作成した推薦状

b.上記a.の提出が難しい場合、日本語教育に関する知識・技能以外で本プログラムに推薦する理由について、現在もしくは過去に所属した教育機関（在学中の大学や大学院も可）または団体の責任者または関係者（JF役職員（海外派遣中の役職員を含む）、専任講師、専門員等を除く）が作成した推薦状

（イ）形式

様式は問いませんが、日本語の記述でA4用紙1枚とし、推薦状の宛名は「国際交流基金」としてください。また、推薦状作成者に関する情報（氏名、肩書、連絡先）を明示の上、推薦状作成者の署名または捺印及び11. (3)の提出先への電子メール送付を依頼してください。

※日本語での作成が困難でやむを得ない場合は英語のみ認めますが、応募者による

和訳を別紙にてご用意の上、推薦状とあわせて推薦者から国際交流基金に対して

送付してください。

1. 応募資格(3)(4)の証明書

大学または大学院の卒業・修了証明書（卒業・修了見込証明書でも可）、日本語教育能力検定試験合格証書または証明書、日本語教師養成講座（420時間以上）修了証等を11. (3)の提出先まで電子メールで提出してください。

1. 提出方法
2. 応募用紙

PDF化の上、11. (3)の提出先まで電子メールでご連絡ください。

1. 推薦状

PDF化の上、推薦者から11. (3)の提出先まで電子メールでご連絡ください。

1. 応募資格(3)(4)の証明書

PDF化の上、(2)ア. 応募用紙とあわせてご提出ください。電子メールで送付する際、合計ファイルサイズを3MB以下に圧縮してください。

※郵送での応募は受付致しませんので、ご注意ください。

※応募用紙は自身の分としての控えを保管してください。第2次選考（面接）に進んだ

場合、応募用紙の内容に関して質問することがあります。

1. 提出先

件名と宛先は下記のとおり記載してください。

件名：日本語指導助手公募 応募用紙／推薦状提出（応募者氏名）

宛先：国際交流基金 日本語指導助手派遣 公募担当

2つの電子メールアドレスを宛先に入れてください。

jfkoubo.doc@jpf.go.jp

 koubo.jf@ifa-japan.org

 ※応募用紙／推薦状受信後、受領の電子メールを送信者に対してお送りしますが、2営

業日後となっても連絡がない場合は、jfkoubo.doc@jpf.go.jpまでお問い合わせください。

1. 提出締切

2022年8月12日（金）（日本時間）必着

# 選考

1. 第1次選考（書類選考）

応募書類により選考を行います。結果は9月上旬頃に電子メールで通知します。

1. 第2次選考（面接選考）

海外派遣適性、専門知識を審査します。

第1次選考通過者に対し、以下の通りウェブ面接を実施します。結果は11月中旬頃に文書で通知します。

ア. 日程：2022年9月21日（水）、22日（木）のいずれかの日

※日時はJFが指定します。詳細は第1次選考通過者に対し連絡します。海外に居

住する受験者について、時差はなるべく考慮しますが、早朝・深夜となる可能性もあります。

イ. 面接サイト：第1次選考通過者にアクセスに必要な情報をご連絡します。

※日本国内外の受験者すべてに対してウェブで面接を実施します。ウェブ面接の実施が

不可能な受験者に対する代替措置（対面面接等）はありません。

※通信が遮断されるなどして、時間内に面接ができなかった場合は別途ご連絡し

ます。

※面接の結果、派遣候補者となった場合、その有効期間は2023年度限りです。

# 派遣前研修

派遣候補者は、派遣前研修に参加することが義務付けられます。

1. 目的

日本語指導助手としての業務を円滑に遂行できる様に、任地の日本語教育事情を学び、日本語指導助手としての見識を身につけること。

1. 日程

2023年2月中旬～3月上旬頃（予定）

（参考）前年度の実績

2022年2月下旬から３月中旬の４週間のうち、連続しない７日間でオンライン実施

※今年度の派遣前研修の実施期間と形態については、このとおりとは限りません。

1. 場所

JF日本語国際センター（埼玉県さいたま市/JR北浦和駅徒歩8分）

またはオンラインでの実施（後日決定）

1. 研修内容

派遣手続き、JF日本語事業に関するブリーフィング、赴任先での業務や生活に必要な知識と情報に関する研修等

1. その他（JF日本語国際センターで開催する場合）

ア．研修参加の為の諸経費はJFが負担します。

交通費は、日本国内の居住地（最寄の鉄道駅）から北浦和までの一往復のみJFが負担します（海外居住者に対しては、成田空港又は羽田空港から北浦和までの一往復のみJFが負担し、海外の居住地から日本までの国際航空賃等は自己負担となります）。

イ．研修中は、全員、日本語国際センターに宿泊します。

# 個人情報の取り扱い

提出書類は、派遣手続きを業務委託している一般社団法人国際フレンドシップ協会に、業務に必要な範囲で情報を提供します。情報を提供する際には、個人情報の安全確保のための措置を講じるよう取り扱い方法を確認します。

選考合格となった場合には、氏名・所属先・派遣先・派遣期間等の派遣に関する情報は、事業実績・年報・ウェブサイト等のJFが作成する媒体において公表されます。また、これらの媒体に記載する統計資料作成に利用されることがあります。

# 問い合わせ先

独立行政法人国際交流基金

日本語第1事業部

日本語指導助手派遣　公募担当

〒160-0004　東京都新宿区四谷1-6-4 四谷クルーセ

E-mail: sakura\_adoption@jpf.go.jp

※ご不明点・ご質問は、JFウェブサイト内のFAQをご参照の上、電子メールでお問い合わせください。

JFウェブサイトFAQ（https://www.jpf.go.jp/j/about/recruit/japanese\_expert\_faq.html）

※選考の過程や選考結果の個別の照会は受け付けておりませんので、予めご了承ください。

1. **留意事項**
2. 海外居住者も、赴任に当たっては必ず日本から出発となります。また、赴任手続き（公用旅券・査証の取得等）のため、赴任の1～3ヶ月前までに日本に帰国する必要があります（時期及び手続きに要する期間は国によって異なります）。
3. 現在、JFプログラム（米国若手日本語教員（J-LEAP)等）で海外に派遣されている場合、本公募に応募するための任期短縮は原則としてできません。ただし、2023年度の派遣が決定した場合、派遣先によっては、現在の派遣期間の変更をお願いすることもあります。